

わた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会ダービー・総合馬術競技場整備設計業務 委託仕様書

1 業務事業名

わた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会ダービー・総合馬術競技場整備設計業務

2 業務の目的

本業務は、令和 7 年(2025 年)に兵庫県三木市の三木ホースランドパーク（兵庫県三木市）で開催するわた SHIGA 輝く国スポ馬術競技会および同競技会リハーサル大会(以下、「大会」という。) で必要となるダービー・総合馬術競技場の整備に関して必要となる実施設計図等の書類を作成する。

3 競技会場（履行場所）

三木ホースランドパーク（兵庫県三木市別所町高木）

4 業務委託期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 29 日（金曜日）までとする。

5 業務の内容

大会を行ううえで必要な整備（競技場整備、維持管理、撤去・原状回復等）に関する実施設計を行うこと。

本業務を実施にあたっては、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）事務局と協議を行い、実行委員会事務局の承認を受けて作業を進めるものとする。

なお、具体的な業務の実施方法、その他、本事業に係る業務の遂行上必要と認められるもので、この仕様に定めのない事項が生じた場合およびこの仕様書に関し疑義が生じた場合は、実行委員会事務局と協議し、その指示に従うこと。

（1）実施設計の検討

現地調査を行い実施設計に必要な情報を把握するとともに、施設管理者や競技団体等と協議し、大会開催に必要な施設の配置・構造等を検討するとともに、施設搬入や施行手順、大会終了後の原状回復について検討・設定を行う。

また、同会場においては、大会開催前年に S A G A 2 0 2 4 馬術競技会および同競技会リハーサル大会（以下、「佐賀大会」という。）が開催されることから、S A G A 2 0 2 4 馬術競技会オフィスから佐賀大会での整備状況について情報収集し、佐賀大会が整備する競技場を活用した整備について検討すること。

（2）実施設計図の作成

大会の開催および大会終了後の原状回復について、実施設計の検討に基づき、次の図面を作成する。

- 実施設計平面図（割付、造成、施設、排水処理設備、植栽、撤去 等）
- 横断図（標準横断図程度）
- 実施設計詳細図（各種施設の構造図）
- 必要に応じ、図面等特記事項

（3）数量計算

実施設計図に基づき、整備に必要な工種・材料等を抽出し、数量計算を行う。

（4）整備費の算出

実施設計図および特記仕様書等に基づき、整備費（業務、項目別等の算出内訳書）および必要となる経費を算出する。

また、数量計算で抽出した工種・材料等については、必要なものについて見積を徴収し、特殊な単価での見積を徴した場合は、原則として3者以上の見積比較を行うこと。

（5）打合せ協議

本業務における打合せ・協議については、業務着手時1回、中間1回、完了時1回は最低限実施するとともに、必要に応じて随時、検討内容や進行状況について打合せ・協議を行うものとする。

なお、打合せ・協議の都度、議事録を作成すること。

（6）その他

整備を行ううえで必要と思われる図表・積算表等を提出するとともに、競技場整備に関する会議開催の支援等、実行委員会事務局に対し業務上必要なアドバイスを行うこと。

6 成果品

本事業の成果品は次のとおりとする。

なお、成果品には、建築確認申請等関係法令による許認可申請等に必要な設計図書一式を含むこと。

※成果品の納入後、内容に不備等があった場合は、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

- ① わた SHIGA 輝く国スポーツ馬術競技会ダービー・総合馬術競技場整備実施設計書
(A3判印刷製本および電子データ)
- ② 整備費概算書 (A4判印刷製本および電子データ)
- ③ ①、②の中間報告資料 (電子データ)
- ④ ①の概要説明資料 (電子データ)

7 納入先、納入方法、納入期限

（1）納入先

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局
(滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内)
〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号 電話：077-528-3343

(2) 納入方法

- | | |
|------------------------------|----|
| ① 印刷物 (A4 冊子 (図面はA3でフルカラー折)) | 7部 |
| ② 電子データ (CD-R またはDVD-R) | 7部 |
| ③ 成果品写真 | 一式 |
| ④ 実行委員会事務局との打合せ記録 | 1部 |

(3) 電子データの納入要件

- ① Windows 形式で表示可能であること。(PDF 形式を含む)
- ② 編集できる状態であること。(Microsoft Word、Microsoft Excel、Microsoft PowerPoint、Microsoft Visio、Adobe Illustrator 等 ※事務局と要調整)
- ③ 図面等の作成において CAD データがある場合は、当該データも提出すること。
- ④ 最新のウイルスチェックを行ったうえで納品すること。

(4) 納入期限

令和6年(2024年)3月22日（金曜日）

8 資料提供

実行委員会事務局は受託者に対し、本業務を遂行するにあたり必要な資料を可能な範囲において準備し提供を行う。なお、提供された資料の目的外使用を禁止する。また、本業務の終了後は、速やかに実行委員会事務局に返却するものとする。

9 再委託

- (1) 受託者は受託業務の全部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- (2) 受託者は、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定および技術的判断を再委託することはできない。
- (3) 受託者は、当該再委託に係る再委託先の行為について、すべての責任を負う。

10 その他、業務の実施にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、県と受託者で協議の上決定する。また、業務の実施途中においても、受託者は県との連携を密にして事業を実施すること。
- (2) 受託者は県との協議に出席し、必要に応じて業務内容の説明等を行うこと。
- (3) 受託者は、業務の遂行状況について、隨時報告を行うこと。
- (4) 本業務の実施にあたり発生した著作権（著作権法第27条および第28条の権利を含む。）は、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、県に譲渡されるものとし、県において印刷物やホームページへの掲載、複製、改編等を行う

ことがある。

- (5) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令および適用基準等を遵守すること。
- (6) 本業務の実施にあたっては、必要に応じて競技団体や施設管理者等関係機関との打合せおよび調整を行うこと。
- (7) 本業務の実施にあたり、県の責によるもの以外の要因により、他の者の権利の侵害や、損害の発生等の問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを処理すること。
- (8) 受託者は、委託業務期間はもとより委託業務期間終了後も、当該業務で知り得た機密、個人情報等について、他に漏らしてはならない。
- (9) 本業務の実施上取得した個人情報等の取扱いについては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとともに、本業務以外の用途で使用しないこと。
- (10) 受託者が上記各条件に違反した場合は、契約書に基づき、県が受託業務の一部または全部を解除し、委託料を支払わないまたは支払った委託料の一部もしくは全部を返還させる場合がある。
- (11) 受託者は受託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了する日の属する年度の終了後5年間これを保存するものとする。

(参考 : 概要図)

